

終活に関連する詐欺

2025 年 5 月 15 日号

巷では「終活」ブームであり、世間の関心が高まっているので、詐欺や詐欺まがいのことが起こりやすくなっています。そこで今回は、終活に関連する代表的な詐欺について、2つお話しします。



まずは「お悔やみ詐欺」です。配偶者やご高齢の親御さんがいらっしゃる方などに、注意していただきたい詐欺です。

もともとは、新聞に掲載されるいわゆる「お悔やみ欄」を見て連絡してくることから「お悔やみ詐欺」と言われるようになりました。最近は特に都心部では、新聞の「お悔やみ欄」への掲載そのものが減っているので、実際に「お悔やみ欄」で情報を得て、家族の死に動転しているご遺族に詐欺の連絡をしてくることは、少なくなってきたかもしれませんが。

しかし、詐欺グループの手口は年々巧妙になってきています。葬祭場の看板で故人の名前を知り、そこから電話帳や自治会名簿を使って住所や電話番号をつきとめたり、故人のデジタル遺産から情報を得たりすることで、近親者を亡くしたばかりのご遺族に接近するようです。

お墓の勧誘くらいであれば、まだ断れば済む話です。悪質な詐欺としては「生前のご主人にお金を貸していたから返してほしい」とか、「亡くなったご主人がアダルトサイトを利用しており、料金が未納だ」などと持ち掛けて、お金をだまし取ろうとすることもあるようです。

いずれも冷静に考えればおかしいと分かるはずですが、詐欺グループは、冷静な判断ができなくなっている場面を狙ってきます。急いで行動しないで、一旦冷静になり、信頼できるところに相談するようにしましょう。

次は、特にひとり暮らしの高齢者が狙われやすい「終活セミナー」詐欺です。

まず「終活セミナー」という触れ込みで、終活に興味のある世代をターゲットに定め「来場者に豪華プレゼント贈呈」などという手法で集客します。セミナーが始まると、言葉巧みに参加者の不安をあおり、その場で独特の雰囲気を作り出して、高額商品や嘘の葬儀契約プランを申し込ませる、といったことがあるそうです。

こうした悪徳業者は、クレジットカード払いなどで支払いをさせるとすぐに姿を消してしまい、契約書に記載されている住所や連絡先には連絡がつきません。その結果、泣き寝入りしてしまう高齢者が多いとのこと。

「終活セミナー」は自主的に参加するもので、その場で高額商品やサービスを購入しても訪問販売には該当しないため、クーリングオフの対象外です。こうした悪徳業者は、特定商取引法という消費者保護の法律の対象外となるように、わざわざ「終活セミナー」を開催して、自主的に集まってもらうようにしているようです。お気を付けください。